

平成13年12月20日(木曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	頴男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員事務局長
真木憲一	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成13年12月20日(木)

午前10時00分開議

再開

- 日程第 1 認第 3号 平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- " 2 認第 4号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 3 認第 5号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 4 認第 6号 平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 5 認第 7号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 6 認第 8号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 7 認第 9号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 8 認第 10号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 9 認第 11号 平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- " 10 議第 68号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 11 議第 69号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第3号)
- " 12 議第 70号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- " 13 議第 71号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 14 議第 72号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- " 15 議第 73号 平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- " 16 議第 74号 平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
- " 17 議第 75号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 18 議第 76号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 19 議第 77号 新寒河江温泉給湯条例の制定について
- " 20 議第 78号 寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
- " 21 議第 79号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- " 22 議第 80号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- " 23 請願第 5号 WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める決議及び政府への意見書提出に関する請願
- " 24 陳情第 2号 健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ反対に関する陳情
- " 25 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務委員長報告

(2) 文教経済委員長報告

(3) 厚生委員長報告

(4) 建設委員長報告

(5) 予算特別委員長報告

(6) 決算特別委員長報告

〃 26 質疑、討論、採決

〃 27 議案第 7 号 WTO 次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める意見書の提出について

〃 28 議案第 8 号 雇用対策と地域経済の充実を求める意見書の提出について

〃 29 議案第 9 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について

〃 30 議案説明

〃 31 委員会付託

〃 32 質疑、討論、採決

閉 会

平成13年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の削除

議会案第7号 WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める意見書の提出について

再 開 午前10時00分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、12月5日及び12月18日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

平成13年12月第4回定例会

議 案 上 程

佐藤 清議長 日程第1、認第3号から日程第24、陳情第2号までの24案件を一括議題といたします。

平成13年12月第4回定例会

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第25、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から市議会第2会議室において、委員6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第75号、議第76号、議第77号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「特例一時金支給の関係で、県内の動向は」との問いがあり、当局より、「調査していないが、県に準ずるようになると思う」との答弁がありました。

委員より、「期末手当の減額分の差し引き時期はいつか」との問いがあり、当局より、「3月15日の期末手当が差し引きになります」との答弁がありました。

議第75号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、「特別職に関しては報酬審議会にて審議することになっているが、最近開催されていないが、どうなっているのか」との問いがあり、当局より、「平成11年2月15日以来開催されておりません。額について審議されますが、率については開催されないところです」との答弁がありました。

議第76号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市温泉給湯条例の制定についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「月額温泉使用料はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より、「月額11万6,000円、年間140万円を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より、「条例制定してやっている他市はあるのか」との問いがあり、当局より、「県内にはありません。赤湯では財産区管理をやっています」との答弁がありました。

委員より、「赤湯の使用料は幾らか」との問いがあり、当局より、「毎分給湯量1リットルにつき、月額3,333円です」との答弁がありました。

委員より、「赤湯と比べると本市の方が格安だ」との問いがあり、当局より、「価格の算出基礎となる維持管理費は法的に算出しており、妥当な価格を決定したものである。しかし、今後、施設の改修費などが割高した場合、見直しもあり得る」との答弁がありました。

休憩を挟んで、意見交換を行い、再開後、委員より、「1分間当たりの最大給湯量と一般会計からの持ち出し額はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より、「能力は1分間当たり1,500リットルあるが、その70%、1,000リットルを見込んでいる。年間維持管理費として478万6,000円を予定している」との答弁がありました。

委員より、「廃湯処理と……温泉をなげるという意味です……その料金は」との問いがあり、当局より、「廃湯は下水道に流します。使用料金は温泉廃湯等に示しているとおり……今現在寒河江市の温泉で使っている流す場合という意味です……1カ月供給分量の60%を1カ月認定水量とし、1立方メートルにつき50円、プラス基本料金 600円となっております」との答弁を得ております。

議第77号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第5号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

請願第5号WTO次期交渉における公正で公平な貿易ルールの確立を求める決議及び政府への意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「願意妥当であり、採択すべきである」との意見がありました。

委員より、「中国のWTO加入により、中国に対して日本の農業を守るための内容を載せるべき」との意見がありました。

一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から市議会図書室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第71号、議第72号、議第73号、議第78号、陳情第2号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第71号平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「保険税が4割・6割軽減になっている方はどのくらいいるのか」との問いがあり、当局より、「軽減額は医療分と介護分があり、平等割と均等割の軽減があります。医療分は1,673世帯の3,126人、介護分は535世帯の661人であります。合計で2,208世帯の3,787人が軽減になったということです」との答弁がありました。

また、委員より、「今年4月から少子化対策として出産育児一時金の貸付制度が創設されたと聞いているが、どのような資格要件があるのか」との問いがあり、当局より、「出産予定日の1カ月以内のときは9割を上限として貸し付け、また、妊娠4カ月以上で出産に関する医療費を請求受けたときに、同様に9割を上限として貸し付けるといふものです。この制度を利用された方は、これまで1件です」との答弁がありました。

また、委員より、「制度としてはあるが利用は少ない。市民に対してどういう広報を行っているのか」との問いがあり、当局より、「国民健康保険事業の共同広報紙である「みんなの国保」の中でこの制度を紹介しております。この広報紙は毎年8月に全戸配布しております。この制度ができたときには市報でもお知らせしましたが、なお一層周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第71号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「施設介護サービスなど給付費の減額はどのような理由か」との問いがあり、当局より、「老人保健施設の入居者を50人程度と見込んでいたが、30人程度と少なかったためであり、また、介護療養型医療施設についても、当初10人程度と見込んでいたが2人で推移し、その後5人という状況であり、減額するものであります」との答弁がありました。

また、委員より、「高額介護サービスの該当者はどのような状況か」との問いがあり、当局より、「10月決定分で90件ですが、4月は61件、5月は91件、6月は37件、7月は64件、8月は76件、9月は49件という状況です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第72号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号平成13年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「病院事業費に占める給与費の割合はどういう推移か」との問いがあり、当局より、「給与改定の額がかなり少なく、手当などで減額が続きましたので、基本的な動向としては、ずっと横ばいの状況です」との答弁がありました。

また、委員より、「平均年齢が若く、これからを考えると給与費が伸びていく可能性があり、病院経営においても大変な時期が来ると思うが、どのように見ているか」との問いがあり、当局より、「病院の職員は、約 140 名のうち看護婦が約80名ですが、その年齢構成を見てみると、50代の方はわずかで、40代、30代の方が中核を占めている。ここ10年くらいは退職者が余り見込まれていない状況にあり、着実に給与費が高くなっていくということは想定されます。そういうことから、病院事業全体の計画をつくる際もその点を意識しながら考えていかなければならないと感じております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第73号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号寒河江市歩行者専用自由通路の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「ポスターの掲示等について、景観に配慮という点ではどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「ポスターの掲示については、階段の踊り場、それぞれ南北合わせて8カ所があるが、掲示場の大きさが決まっている。行政がするものや行政が共催したり後援したりするポスターについては不適切なものはないという前提で考えております」との答弁がありました。

また、委員より、「山形駅などは夜間に警察官が歩いて監視しているが、夜間の管理についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「建物の管理は、JR側と市の施設はそれぞれ管理することになりますが、階段と通路部分は24時間あけております。できれば警察の方をお願いして、深夜1回くらい回っていただけるよう協力要請をしなければならぬと考えております。また、JR駅舎には宿直の方もいると聞いておりますので、異変に気づいた場合は協力をお願いしたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第78号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ反対に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、「健康保険を現在2割から3割に引き上げるということや老人保健を現在70歳を75歳に引き上げるということは、市町村の国保会計が大変になってくるし、医者にもかかれなくなる。この制度は、高齢者や働く人たちの健康を守っていくためにも非常に大切な保険制度である。こういう制度改正にしないように、党派を超えてお願いしていく必要があると思うので、ぜひ採択してほしい」。

また、委員より、「医療制度そのものが破綻状態にあると思う。国保や健康組合など年間相当の赤字を出すわけであり、患者、保険者、医療機関がそれぞれ痛みを分け合うという根本的な制度改革をしないとうまくいかないと思う。そういう意味では、今回、意見書として出すべきでないと思う」。

また、委員より、「これは継続審査をお願いしたい」などの意見等がありました。

途中一たん休憩し、意見交換をした後、再開しましたが、質疑、意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は、今後さらに慎重に審査すべきであるという多数の意見により、継続審査とすることに決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月17日午前9時30分から2階会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第69号、議第70号、議第74号、議第79号及び議第80号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第69号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「自由通路の落成式は駅舎も一緒に行うのか」との問いがあり、当局より、「落成式は一緒と考えております」との答弁を得ております。

委員より、「落成式にJRの負担はあるのか」との問いがあり、当局より、「応分の負担を要請しています。JRの負担は厳しいような話を聞いています」との答弁を得ております。

委員より、「営業補償の再積算は、一度計算したものか」との問いがあり、当局より、「事業計画の総事業費を算出するため計算していたものを、契約する段階で補償基準に基づき再積算するものです」との答弁を得ております。

委員より、「祝賀会に市町村関係の案内はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「左沢沿線の協議会があり、協議会のメンバーの首長に御案内していきたい」との答弁を得ております。

議第69号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「願行寺沢の設計業務委託について伺いたい」との問いがあり、当局より、「特定環境事業の計画区域に入っており、県より橋のかけかえにあわせて将来下水道が入る設計を組んで工事をやれば、むだな投資がなくなるとの話があり、今回の補正となったものです」との答弁を得ております。

議第70号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号平成13年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第74号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第79号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第80号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月10日午前11時40分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第68号平成13年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第68号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、狭い道路の除雪体制について。一つ、除雪の安全上の対処について。一つ、ロータリー車を使う除雪計画について。一つ、2人体制のロータリー車運転による安全確保について。一つ、区画整理費の減額の理由について。一つ、仮換地の進捗度合いについて。一つ、青木建設の民事再生法申請に伴う状況について。一つ、指名業者を選定する際の基準についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月20日午前9時30分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第68号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月18日午前9時30分から本議場において、委員22名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等の出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成12年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、市税などの多額に上っている不納欠損額の主因について。一つ、寄附金の内訳について。一つ、開発公社より市が買い戻してない件数など並びに土地の時価と簿価との対応について。一つ、土地利用検討委員会の運営などについて。一つ、監査執行の内容について。一つ、国民年金保険料免除申請の理由、内容などについて。一つ、国民年金加入者の死亡に対する一時金に対する考え方について。一つ、地方バス対策事業の内容と利用者数について。一つ、土地買い戻し据え置きに係る法律的問題について。一つ、用悪水路などの改修手法、市道の総延長及び未舗装状況について。一つ、高松駅前土地利用促進について。一つ、老人福祉センター給湯管などの権利保持について。一つ、生活保護や特別援護者の実態について。一つ、休廃止鉱山の水質分析調査の実態及び公害苦情処理の内容について。一つ、土壌汚染浄化対策の現状について。一つ、人間ドック受診後の再診状況について。一つ、資源ごみの有効活用策について。一つ、いこいの森の浮き桟橋破損後の処理対策及び合併浄化槽設置の考え方について。一つ、雨天の際の武者行列用武具などの借り入れに係る支払いについて。一つ、チェリーランド管理センター体制について。一つ、地域防災計画の委託先や内容などについて、などの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、高額療養費に該当する件数と月額の高額及び委任払いについて。一つ、不納欠損などの実態と対策についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略し、採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成12年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成12年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、保険給付費の大幅補正減額の理由と処理について。一つ、当初予算編成時における介護利用者の予測について。一つ、利用率向上の手だて並びにデータの迅速な運用についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成12年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第26、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第68号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

議第75号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

請願第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

川越議員。

(「採決でないのか」の声あり)

佐藤 清議長 採決いたしますと言ったんです。

川越孝男議員 採決の仕方について、要望について、投票による採決をお願いします。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時50分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度申し上げます。

これより請願第5号を採決いたします。

川越議員。

川越孝男議員 採決の方法については、投票による採決を求めます。

佐藤 清議長 記名ですか、無記名ですか。 川越議員。

川越孝男議員 無記名による投票を求めます。

佐藤 清議長 ただいま川越議員より、請願第5号の採決について、無記名投票の要求がありました。これに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手3名であります。

所定の賛成者がおりますので、この採決については無記名投票をもって行います。

これより請願第5号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

〔氏名点呼 投票〕

安孫子勝一議会事務局長 では、私から点呼を申し上げます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番那須 稔議員、21番佐竹敬一議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番井上勝・議員。

以上です。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員を指名いたしたいと思います。

〔開 票〕

投票結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 7票

反対 16票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

陳情第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は継続審査に付することに決しました。

なお、本件については厚生委員長より閉会中の継続審査についての申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時25分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の削除

佐藤 清議長 ただいま、本日12月20日に川越議員から提出された議会案第7号について、撤回したい旨の申し出があり、議長において許可しております。

お諮りいたします。

日程第27、議会案第7号は議事日程から削除することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議事日程から削除することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第28、議案第8号及び日程第29、議案第9号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第30、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第31、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第32、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

発言取り消し

佐藤 清議長 この際、お諮りいたします。

19番松田伸一議員から、12月13日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、松田伸一議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

閉 会 午後1時28分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成13年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 鈴木 賢也

同 上 松田 伸一